

社会福祉法人 秋桜会  
役員及び評議員の報酬等に関する規程

平成5年3月30日制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人秋桜会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催される評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び交通費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費の弁償費の額を超える場合は、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2の定める報酬金額以内により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表2の定める報酬金額以内により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表2の定める報酬金額以内により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費の弁償費の額を超える場合は、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2の定める報酬金額以内により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費の弁償費の額を超える場合は、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3の定める金額以内により、報酬及び旅費などを支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(準用規程)

第8条 この規程に定めるものを除くほか、費用弁償費の支給方法については社会福祉法人秋桜会の旅費規程に準ずるものとする。

別表1（日額）

名称	報酬
理事及び監事会議 出席報酬等	(町内) 6, 189円 (町外) 8, 252円

名称	報酬
評議員会議出席報酬等	(町内) 6, 189円 (町外) 8, 252円

別表2（日額）

名称	報酬
理事及び評議員業務報酬等	(町内) 9, 284円 (町外) 11, 347円
監事監査指導報酬等	(町内) 9, 284円 (町外) 11, 347円

別表3（日額）

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	15, 000円	8, 252円	実費

附 則

平成21年 3月 2日改正、平成21年 4月 1日施行

本規則は、平成29年 5月 1日から適応とする